



JAEA-Data/Code

2025-020

DOI:10.11484/jaea-data-code-2025-020

原子力災害対策を中心とした防災基本計画
データベース構築と同計画の編成分析

Construction of a Database of Basic Disaster Management Plan
with a Focus on Nuclear Disaster Response and Analysis
of the Organization of the Plan

奥野 浩 富沢 祐美

Hiroshi OKUNO and Yumi TOMIZAWA

原子力安全・防災研究所
安全研究センター

Nuclear Safety Research Center
Nuclear Safety and Emergency Preparedness Institute

March 2026

Japan Atomic Energy Agency

日本原子力研究開発機構

JAEA-Data/Code

本レポートは国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が不定期に発行する成果報告書です。本レポートはクリエイティブ・コモンズ表示 4.0 国際 ライセンスの下に提供されています。本レポートの成果（データを含む）に著作権が発生しない場合でも、同ライセンスと同様の条件で利用してください。（<https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/deed.ja>）
なお、本レポートの全文は日本原子力研究開発機構ウェブサイト（<https://www.jaea.go.jp>）より発信されています。本レポートに関しては下記までお問合せください。

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 研究開発推進部 科学技術情報課
〒 319-1112 茨城県那珂郡東海村大字村松 4 番地 49
E-mail: ird-support@jaea.go.jp

This report is issued irregularly by Japan Atomic Energy Agency.

This work is licensed under a Creative Commons Attribution 4.0 International License (<https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/deed.en>).

Even if the results of this report (including data) are not copyrighted, they must be used under the same terms and conditions as CC-BY.

For inquiries regarding this report, please contact Library, Institutional Repository and INIS Section, Research and Development Promotion Department, Japan Atomic Energy Agency.

4-49 Muramatsu, Tokai-mura, Naka-gun, Ibaraki-ken 319-1112, Japan

E-mail: ird-support@jaea.go.jp

原子力災害対策を中心とした防災基本計画データベース構築と同計画の編成分析

日本原子力研究開発機構 原子力安全・防災研究所
安全研究センター
奥野 浩、富沢 祐美

(2025年12月1日受理)

防災基本計画は、災害による人的・物的被害の最小化及び円滑な応急対応・復旧を目的として、災害の各段階（予防、応急対応、復旧・復興）における施策を体系的に整理したものである。災害対策基本法第34条に基づき中央防災会議が策定し、指定行政機関及び指定公共機関の防災業務計画、並びに地方公共団体の地域防災計画における上位計画として位置づけられている。対象となる災害は、地震、風水害、火山などの自然災害に加え、大規模交通災害、原子力災害などの事故災害を対象としている。災害の種別に依らない共通の災害対応を引用しながら、災害種別ごとの施策が記載されている。本報告は、引用・検索・分析が容易となり、活用性を高めるためにPC用ソフトウェア「Obsidian」を用いて構築した防災基本計画データベースについて説明する。このデータベースには、原子力災害対策編（第12編）のほか、総則（第1編）、各災害に共通する対策編（第2編）、地震災害対策編（第3編）、津波災害対策編（第4編）、雪害対策編（第7編）が含まれる。同データベースを活用した原子力災害に関する編成分析として、日本原子力研究開発機構の役割検索や、要配慮者に関する記載分析、防災基本計画の記載事項分析などの結果も報告した。

**Construction of a Database of Basic Disaster Management Plan
with a Focus on Nuclear Disaster Response and Analysis of the Organization of the Plan**

Hiroshi OKUNO and Yumi TOMIZAWA

Nuclear Safety Research Center
Nuclear Safety and Emergency Preparedness Institute
Japan Atomic Energy Agency
Tokai-mura, Naka-gun, Ibaraki-ken

(Received December 1, 2025)

The Basic Disaster Management Plan is a systematic compilation of measures for each stage of disaster response (prevention, emergency response, and recovery/reconstruction) with the aim of minimizing human and material damage caused by disasters and ensuring smooth emergency response and recovery. Based on Article 34 of the Basic Act on Disaster Management, it is formulated by the National Disaster Management Council and positioned as a higher-level plan in the disaster management plans of designated administrative organs and designated public corporations, as well as in the local disaster management plans of local governments. It covers natural disasters such as earthquakes, windstorms, floods, and volcanoes, as well as accidental disasters such as large-scale transportation disasters and nuclear disasters. Policies are described for each type of disaster with reference to common disaster responses. This report describes the Basic Disaster Management Plan database constructed using the PC software “Obsidian” to facilitate citation, search, and analysis, and to enhance its utilization. This database includes the Nuclear Disaster Countermeasures Section (Section 12), alongside the General Provisions (Section 1), the Common Countermeasures Section (Section 2) applicable to all disasters, the Earthquake Disaster Countermeasures Section (Section 3), the Tsunami Disaster Countermeasures Section (Section 4), and the Snow Disaster Countermeasures Section (Section 7). This report also includes, as an organizational analysis on nuclear disasters, the results of the search for the role of the Japan Atomic Energy Agency, an analysis of descriptions regarding persons requiring special care, and the analysis on the items listed in the Basic Disaster Management Plan utilizing this database.

Keywords: Basic Disaster Management Plan, Disaster Management Plan, Designated Public Corporation, Nuclear Disaster, Database, Obsidian, Organization Analysis, Earthquake, Tsunami, Snow

目 次

1. はじめに-----	1
2. Obsidian を利用した防災基本計画データベース-----	3
3. 原子力災害に関する編成分析-----	8
3.1 原子力機構の役割-----	8
3.2 量研機構の役割-----	18
3.3 関係周辺都道府県の役割-----	22
3.4 文部科学省の役割-----	24
3.5 用語の抽出-----	27
3.6 防災基本計画の記載事項-----	31
4. おわりに-----	33
謝辞-----	34
参考文献-----	34
付録 A Markdown 記法の入門-----	36
付録 B Windows PC における Obsidian の導入-----	38
付録 C 防災基本計画令和 7 年版 Obsidian データベース（電子データ）-----	39

Contents

1. Introduction ----- 1

2. Obsidian-based Basic Disaster Management Plan Database-----3

3. Results of the Organization Analysis on Nuclear Disasters-----8

 3.1 JAEA Role Search -----8

 3.2 QST Role Search ----- 18

 3.3 Role Search for Surrounding Prefectures ----- 22

 3.4 Role Search of Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology ----- 24

 3.5 Extracting Terms----- 27

 3.6 Items Described in the Basic Disaster Management Plan ----- 31

4. Concluding Remarks ----- 33

Acknowledgements ----- 34

References ----- 34

Appendix A Introduction to Markdown Notation ----- 36

Appendix B Introducing Obsidian on a Windows PC ----- 38

Appendix C Obsidian Database of Basic Disaster Management Plan 2025 (electronic data)----- 39

1. はじめに

日本は災害が多い国であり、特に地震や台風、洪水といった自然災害が頻発する。歴史の中で積み重ねた経験をもとに、これらの自然災害への対策が進められてきた。また、自然災害だけでなく、文明の発展に伴う事故についても、過去の教訓を活かした対策が講じられている。1959年9月に来襲した伊勢湾台風への対応経験を踏まえて、1961年に災害対策基本法が制定された^{1,2)}。この法律に基づいて、中央防災会議が作成する日本の防災に関する総合的かつ長期的な計画が「防災基本計画」である^{3,4,5,6)}。中央防災会議は、内閣総理大臣が座長に、各省庁の長などが委員になって年1回程度開催される。

防災基本計画は、災害時の被害を減らし、迅速な復旧を目指して、予防・応急対応・復旧復興といった各段階での施策を体系的にまとめたものである。この計画は、国全体の防災戦略として、各省庁や公共機関が作成する「防災業務計画」や、地方公共団体が作成する「地域防災計画」の基本となるものである。この防災基本計画に基づき、内閣総理大臣が指定する指定公共機関の一つである日本原子力研究開発機構（以下、「原子力機構」と略記）では、防災業務計画を作成している^{7,8)}。そのほか、地方公共団体として、例えば佐賀県の地域防災計画も作成されている⁹⁾。

防災基本計画は、全部で15編から編成されている。第1編が全体概要、第2編が各災害に共通する対策編、第3編から第7編が地震、風水害、雪害などの自然災害を対象としている。第8編から第15編は、大規模交通災害や原子力災害などの事故災害及び大規模火事・林野火災を対象としている。

この報告書で主に扱う原子力災害対策編は、防災基本計画の第12編として記載されている。同編は4つの章からなり、第1章が「災害予防」、第2章が「災害応急対策」、第3章が「災害復旧」である。第4章は、「原子力艦の原子力災害」を扱い、第1章から第3章とは独立した内容となっている。

防災基本計画は、以前は災害の種類ごとに独立して記載される構成になっていたが、2015年7月版以降、「各災害に共通する対策編」（第2編）の記載内容を可能な限り引用する形式となった。これにより、全体のページ数が半減したことで、各災害で共通する経験が他の災害対応にも活かされるようになった。一方で、第2編を引用する形式にしたことで、確認する際にその都度参照しなければならなくなった。

以上の背景から、引用・検索・分析や更新が容易にできるようにデータベースを構築することとした。本報告書では、以下の3つの目的で、データベースの構築や利用法を紹介する。

1 つ目の目的は、防災関係情報のデータベース化が、災害予防として指定公共機関等に求められているものであり¹⁾、その要求を果たしていることを示すことである。

2 つ目の目的は、原子力機構の防災業務計画が、防災基本計画の中で要求された役割と整合

¹⁾ 第12編第1章「災害予防」の中で、「情報の分析整理」として以下のように記載されている。（本報告書3.1.2.1参照）

- 国、指定公共機関、地方公共団体及び原子力事業者は、平時から防災関連情報の収集、蓄積に努めるものとする。国等は、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう、情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化に努めるものとする。

性がとれていることを確認することである。

3つ目の目的は、防災基本計画第12編「原子力災害対策編」を中心に、第2編「各災害に共通する対策編」の引用状況を中心に分析することである。

以下、本報告書の第2章で、PC用ソフトウェア「Obsidian」(オブシディアン)¹⁰⁾を利用して構築した防災基本計画データベースについて報告する。このObsidianの検索機能の活用により、各機関に求められている役割を抽出できるが、災害進展に応じた対応も選択可能とさせた。特に、今回構築したデータベースは、原子力災害対策に焦点を当てるため、防災基本計画の全編は含めずに、原子力災害対策編(第12編)の具体例に加えて、総則(第1編)、各災害に共通する対策編(第2編)、地震災害対策編(第3編)、津波災害対策編(第4編)、雪害対策編(第7編)を収録したものにしている。ここで示す地震、津波、雪害は、原子力災害における複合災害として過去の原子力防災訓練で取り入れられた災害である。

続いて、第3章では、防災基本計画データベースの使い方の具体例として、原子力機構及び量子科学技術研究開発機構(以下、「量研機構」と略記)の役割を検索した。さらに、関係周辺都道府県(立地所在市町村と隣接する市町村を包括する都道府県及びこれに準ずる都道府県)並びに文部科学省の役割を検索した。さらに、用語検索として、要配慮者及びボランティアを検索した。そのほか、防災基本計画の分析を通じて、記載の整理や検討が必要と考えられる気づき事項も追加した。

最後に、第4章では、報告書全体のまとめ及びデータベースの改定方針について記載する。

付録AにはObsidianで利用しているMarkdown(マークダウン)記法について簡単に触れる。付録BにはWindowsでのObsidianの導入方法を、付録Cには防災基本計画データベースのCD-ROM版を添付する。なお、この防災基本計画データベースは、令和7年7月1日に公開された防災基本計画に基づいている。

2. Obsidian を利用した防災基本計画データベース

防災基本計画は、過去の修正経緯を含めて内閣府のウェブページに掲載されている³⁾。前バージョンからの修正概要¹¹⁾や新旧対照表¹²⁾、防災基本計画全文⁴⁾は、日本語の pdf ファイルとしてウェブページからリンクされている。なお、ウェブページ上でリンクされた防災基本計画は、修正時に同じファイル名で上書き登録されている。

防災基本計画の第 3 編以降の各種災害対策編では、必要に応じて第 2 編の「各災害に共通する対策編」の項目を引用する形式になっている。ただし、同計画の pdf ファイルは、第 2 編の項目にリンクが設定されていない。そのため、引用項目を容易に参照できた場合には利便性が増す。

PC (Windows 機及び Macintosh 機) で利用できるソフトウェア Obsidian¹⁰⁾は、リンク機能を使って引用項目の内容を参照できる。さらに、逆リンク機能 (どの項目から引用されているかを示す機能) も含んでいる。このため、防災基本計画の内容を Obsidian に取り込むことで、第 12 編から第 2 編の引用内容を簡単に確認でき、さらには、どの災害においてその第 2 編の項目が引用されているかを知ることができる。Obsidian は無償でソフトウェアをダウンロードすることにより、インターネット接続なしでも利用可能である (導入方法は、付録 B を参照のこと)。また、Obsidian は、通常のテキストを少し拡張した markdown 記法が使用できる。この markdown 記法では、基本的な文書の構成と強調が可能で (例として、付録 A を参照のこと)、作成したファイルの拡張子には「.md」が使用される。また、markdown 記法で記載されたファイルはテキストファイルのエディタ (Windows のメモ帳、Macintosh のテキストエディットなど) でも読み書きできる。なお、markdown 形式及び Obsidian に関しては、情報を整理する技術として日本原子力学会誌の記事の中でも紹介されている¹³⁾。

表 2.1 には、第 12 編 (「原子力災害対策編」) から引用したファイル名の一覧を示している。例えば、「bp2.1.1.2.4.md」は、防災基本計画第 2 編第 1 章第 1 節 2 (4) を意味する。なお、「bp2.1.6.md」は、元の防災基本計画に基づく引用方法が第 2 編第 1 章第 6 節の冒頭部分のみであり、第 6 節全体を意味するわけではないことに注意が必要である。さらに、「bp2.1.3.1.md」の場合は、第 2 編第 1 章第 3 節第 1 項を表し、それ以下の小項 ((1) など) を含まない。

第 12 編の各章 (第 1 章災害予防、第 2 章災害応急対策、第 3 章災害復旧及び第 4 章原子力艦の原子力災害対策) から第 2 編の各項目へのリンク状態を図示したのが図 2.1 から図 2.4 である。これらの図は、Obsidian のグラブビュー機能を利用し作成した。なお、これらの図について注意すべき点を以下に示す。

- (1) この図では、ファイル拡張子 (.md) は省略されている。
- (2) 「bp0.1」は目次を意味し、ここから第 12 編の各章ファイル (bp12.1, bp12.2, bp12.3, bp12.4) へリンクが張られている。
- (3) 「bp12.3」(第 12 編第 3 章の災害復旧) からのリンクが少ないのは、災害復旧に関する記載が少ないためである。

表 2.1 第 12 編から引用した第 2 編のファイル名一覧 (Obsidian のアウトゴーイングリンク機能を利用)

bp2.1.1.2.4.md	bp2.1.3.1.md	bp2.1.3.2.1.md	bp2.1.3.2.3.md
bp2.1.3.3.4.md	bp2.1.3.4.md	bp2.1.4.0.4.md	bp2.1.6.2.1.md
bp2.1.6.2.3.md	bp2.1.6.2.4.md	bp2.1.6.2.5.md	bp2.1.6.2.6.md
bp2.1.6.2.7.md	bp2.1.6.4.md	bp2.1.6.5.1.md	bp2.1.6.6.md
bp2.1.6.7.1.md	bp2.1.6.7.2.md	bp2.1.6.7.3.md	bp2.1.6.7.4.md
bp2.1.6.7.7.md	bp2.1.6.7.md	bp2.1.6.8.1.md	bp2.1.6.8.2.md
bp2.1.6.9.md	bp2.1.6.md	bp2.2.11.2.1.md	bp2.2.11.md
bp2.2.2.1.5.md	bp2.2.2.2.md	bp2.2.2.6.1.md	bp2.2.2.6.11.md
bp2.2.2.6.2.md	bp2.2.2.6.5.md	bp2.2.2.6.6.md	bp2.2.2.6.7.md
bp2.2.4.1.3.md	bp2.2.4.1.5.md	bp2.2.4.5.md	bp2.2.5.2.2.md
bp2.2.5.2.6.md	bp2.2.6.1.md	bp2.2.6.3.1.md	bp2.2.6.3.2.md
bp2.2.6.5.md	bp2.2.6.6.md	bp2.2.6.7.md	bp2.2.6.9.1.md
bp2.2.6.9.2.md	bp2.2.6.9.3.md	bp2.2.6.9.md	bp2.2.7.3.md
bp2.2.7.4.md	bp2.2.7.md	bp2.2.8.1.md	bp2.2.8.2.md
bp2.2.9.1.md	bp2.3.2.1.md	bp2.3.4.md	bp2.3.5.md

なお、"."で区切られた 5 つの数字は、それぞれ編、節、項、項目、小項目を示す。このため、数字が 4 つの場合は小項目がない。また、途中に 0 があるのは、該当がないことを示す（例：bp2.1.4.0.4 は第 2 編 1 章 4 節(4)項目であり、項目はないが小項目がある）。

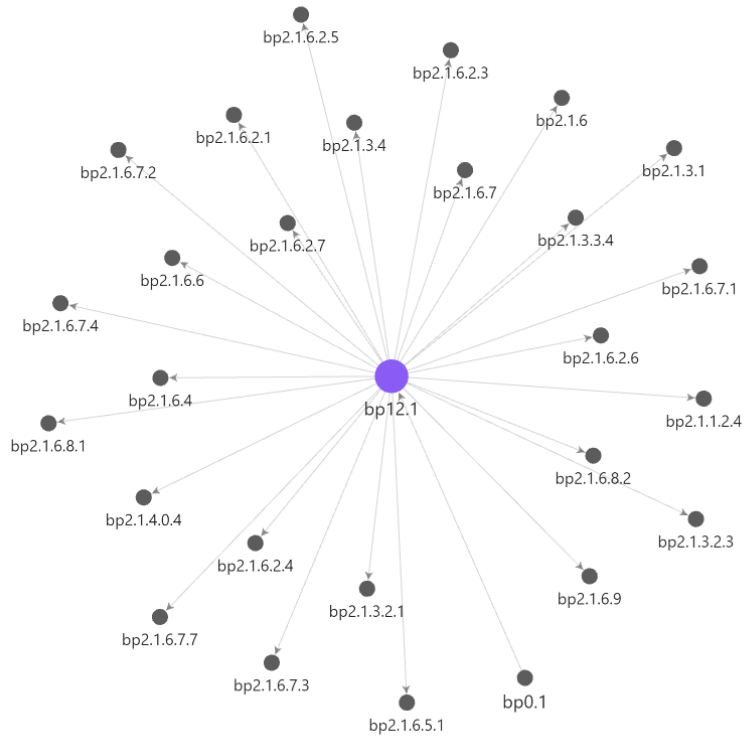


図 2.1 第 12 編（「原子力災害対策編」）第 1 章（災害予防）からのリンク状態を図示
（Obsidian のグラフビュー機能を利用）

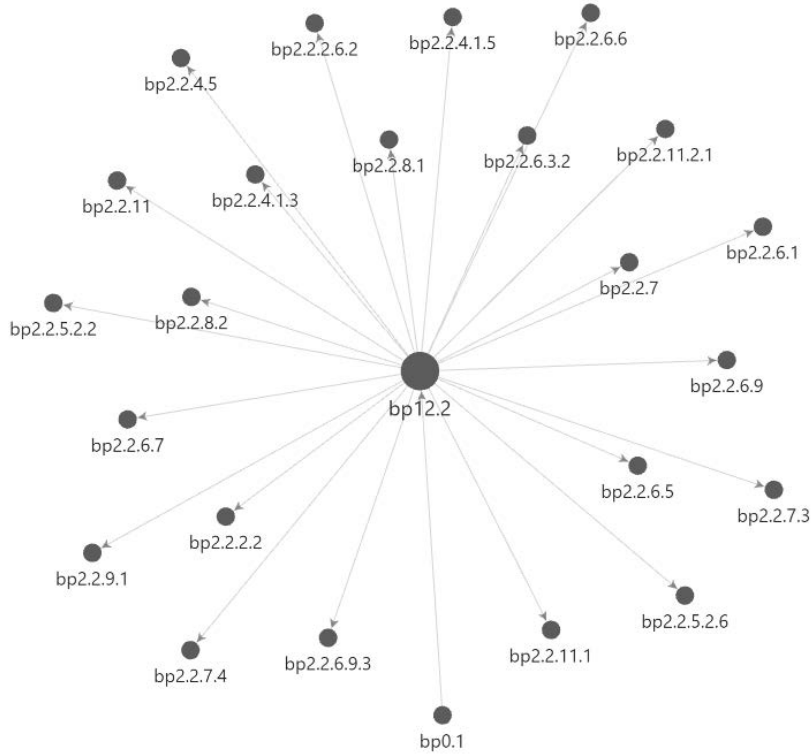


図 2.2 第 12 編（「原子力災害対策編」）第 2 章（災害応急対策）からのリンク状態を図示
（Obsidian のグラフビュー機能を利用）

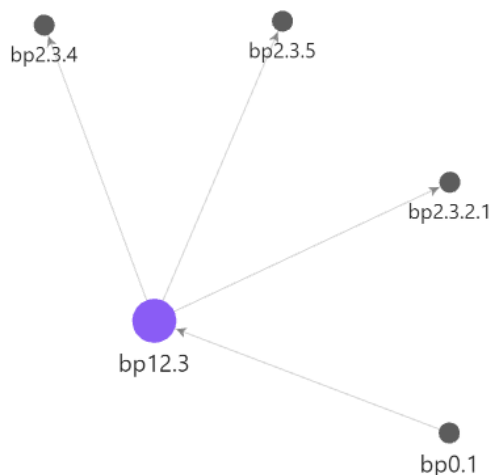


図 2.3 第 12 編（「原子力災害対策編」）第 3 章（災害復旧）からのリンク状態を図示
 (Obsidian のグラフビュー機能を利用)

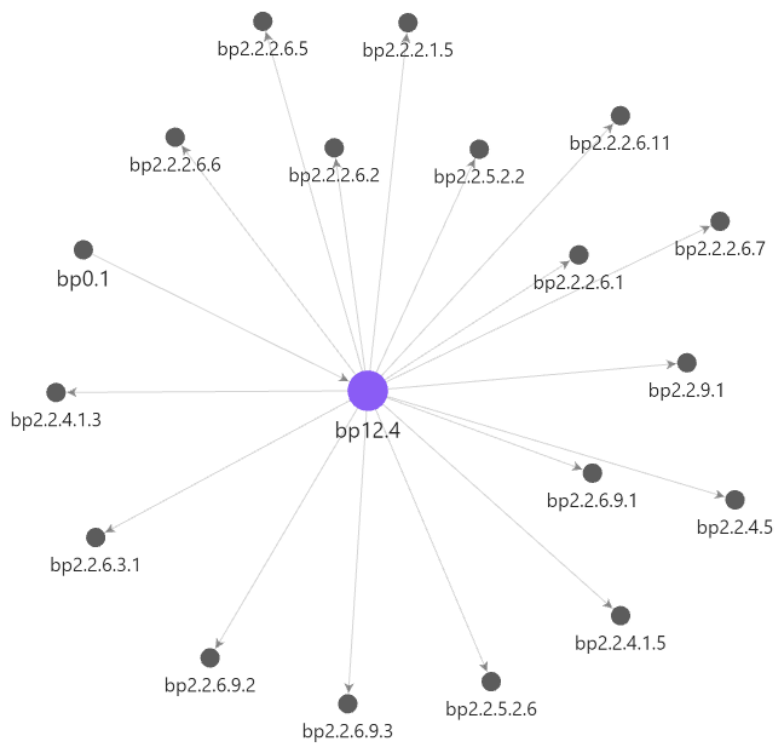


図 2.4 第 12 編（「原子力災害対策編」）第 4 章（原子力艦の原子力災害対策）からのリンク
 状態を図示 (Obsidian のグラフビュー機能を利用)

なお、本データベースでは、第2編の各災害に共通する対策編は、第1章、第2章、第3章の3つの大きなファイルと、第12編あるいは第3編（「地震災害対策編」）、第4編（「津波災害対策編」）及び第7編（「雪害対策編」）の中で引用された節、項などの分割されたファイルとで構成されている。そのため、これらの一部に内容の重複が生じているが、これはファイル名をリンクする形にしたことに伴う措置である²。

また、データベースを閲覧に利用する場合には、Obsidian をリーディングビュー（読み取り）にすると元のデータを誤って変更・消去する可能性が低くなる。

² ファイル名ではなく引用されている項目名での引用は、Obsidian ではできなかつた。途中で半角空白が存在するためであると推察される。なお、別の markdown エディタ Typora では、このような引用の仕方も可能である。

3. 原子力災害に関する編成分析

防災基本計画データベースの使い方の具体例として、原子力災害対策における原子力機構及び量研機構、関係周辺都道府県並びに文部科学省の役割を検索した。さらに、用語検索として、要配慮者及びボランティアを検索した。また、防災基本計画の分析にて気づき事項をまとめた。なお、防災基本計画からの引用は、左側に線を引いて示す。

3.1 原子力機構の役割

防災基本計画の中で原子力機構が言及されている箇所を抽出した。合計すると 27 項目で言及されていた。3.1.1 に検索結果を示す。また、3.1.2 には、個別の機関名ではないが、原子力機構も指定されている「指定公共機関」として言及されている箇所を抽出した。合計すると 26 項目で言及されていた。3.1.3 に検索結果のまとめを記載する。

なお、原子力機構は原子力事業者であるが、今回の検索対象としてその役割に関しては検索対象に含めていない。

3.1.1 「日本原子力研究開発機構」の検索

3.1.1.1 第 1 章 災害予防

第 1 章「災害予防」では、「日本原子力研究開発機構」は以下の 11 箇所で言及されている。

第 5 節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

1 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係

(7) 防災関係機関相互の連携体制

- 国、指定公共機関、地方公共団体及び原子力事業者は、防災関係機関相互の連携体制を強化するため、応急活動及び復旧活動に関し、平時から各機関間における連携を強化しておくものとする。特に、国〔原子力防災会議事務局〕、指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕及び関係機関は、原子力災害対策協議会を設け、連携強化を図るものとする。

(10) 緊急時モニタリング体制の整備

- 国〔原子力規制委員会〕、指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕、原子力事故に係る原子力事業者及び当該原子力事業者以外の原子力事業者は、現地に動員すべき緊急時モニタリング要員及び資機材の動員体制を整備・維持するものとする。
- 原子力事業者は、自ら放射線や放射性物質の放出源を中心とした緊急時モニタリングを行うとともに、国、地方公共団体及び指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕が実施する緊急時モニタリングが円滑に行われるよう、防災要員の派遣、緊急時モニタリング資機材の貸与等に必要な体制を整備するものとする。

- 国〔原子力規制委員会、水産庁、環境省、防衛省等〕及び指定公共機関〔国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕は、必要に応じて、対応可能な範囲で空からの又は海上における緊急時モニタリングに関して、実施又は支援のための適切な体制を整備するものとする。

(12) 住民等の被ばく線量の把握体制の整備

- 国〔原子力規制委員会、環境省〕及び指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕は、健康調査・健康相談を適切に行う観点から、住民等の被ばく線量の把握を迅速に行えるよう、モニタリングデータ及び移動（行動）から線量推計を行うためのツール（ソフトウェア）の整備・維持を行うとともに、線量評価要員の確保等、住民等の被ばく線量評価体制を整備するものとする。
- 国〔原子力規制委員会、内閣府、環境省〕及び指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕は、地方公共団体が健康調査・健康相談を適切に行う観点から行う被ばく線量の把握を支援するため、NaI（Tl）サーベイメータ、ホールボディカウンタ、甲状腺モニタ等の配備・維持管理、測定・評価要員の確保等を行うものとする。

(13) 専門家の派遣体制

- 国〔原子力規制委員会、内閣府、原子力防災会議事務局、文部科学省、経済産業省等〕は、原子力災害時に、指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構等〕その他研究機関等の原子炉工学、放射線防護等に関する専門家を招集し、技術的助言を得るため、あらかじめ招集する専門家のリストを指定公共機関等と調整した上で作成し、非常招集体制を整備するものとする。
- 国〔原子力規制委員会、内閣府、文部科学省、経済産業省等〕は、緊急時に指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構等〕その他研究機関等の原子炉工学、放射線防護等に関する専門家を招集し、招集された専門家は収集された情報をもとに被災状況及び応急対策について評価・検討し、国等が行う緊急事態応急対策への技術的支援を行う体制の整備をするものとする。
- 国〔原子力規制委員会、内閣府、原子力防災会議事務局、文部科学省、経済産業省〕は、指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕等からのモニタリング、医療等に関する専門家、原子力災害現地対策本部等の要員等の迅速な派遣体制を確保するため、緊急輸送関係省庁〔国土交通省、海上保安庁、防衛省、消防庁、警察庁〕に対する輸送支援の要請を含む現地への移送手段等について、原子力事業所ごとにあらかじめ関係機関と調整の上定めておくものとする。

2 避難の受入れ及び情報提供活動関係

(5) 周辺住民等への的確な情報伝達活動関係

- 国、指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本

原子力研究開発機構]及び地方公共団体は、住民からの問合せに対応する住民相談窓口の設置等についてあらかじめ準備しておくものとする。

第6節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する迅速かつ円滑な応急対策への備え

- 国〔原子力規制委員会、原子力防災会議事務局、国土交通省、文部科学省〕は、指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕等の各分野の専門家をあらかじめ派遣専門家として登録し、また、必要な資機材についても指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕等に適切に整備・維持させるものとする。

3.1.1.2 第2章 災害応急対策

第2章「災害応急対策」では、「日本原子力研究開発機構」は以下の15箇所で言及されている。

第1節 発災直後の情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び活動体制の確立

2 警戒事態発生時の連絡等

- 国〔原子力規制委員会〕、地方公共団体、原子力事業者及び指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕は、緊急時モニタリングセンターの立上げ準備、モニタリングポストの監視強化その他の緊急時モニタリングの準備を行うものとする。

3 施設敷地緊急事態発生時の連絡等

(2) 施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡

- 指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕は、指定行政機関との間において、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、連絡を密にするものとする。
- 国〔原子力規制委員会、内閣府〕、関係省庁及び関係地方公共団体、指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕、所在都道府県、関係周辺都道府県、原子力事業者等は、現地事故対策連絡会議等との連携を密にするものとする。

4 全面緊急事態における連絡等（原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡）

- 原子力災害現地対策本部、指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕、緊急事態応急対策実施区域に係る地方公共団体の災害対策本部、指定地方公共機関、原子力事業者その他関係機関は、オフサイトセンターに職員を派遣し、施設の状況、モニタリング情報、医療関係情報、住民避難・屋内退避状況等の必要な情報を常時継続的に共有するとともに、各々が行う緊急事態応急対

策について必要な調整を行うものとする。

5 施設敷地緊急事態発生及び全面緊急事態発生後における情報収集活動

(1) 緊急時モニタリング

- 国〔原子力規制委員会、関係省庁〕、地方公共団体、事故に係る原子力事業者及び当該原子力事業者以外の原子力事業者並びに指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕は、緊急時モニタリングセンターを組織し、緊急時モニタリング実施計画に基づき、確実かつ計画的に緊急時モニタリングを実施するものとする。国〔海上保安庁等〕は、その支援を行うものとする。
- 国〔原子力規制委員会、水産庁、環境省、防衛省等〕及び指定公共機関〔国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕は、必要に応じて、対応可能な範囲で、空からの又は海上における緊急時モニタリングに関して、実施又は支援するものとする。

(2) 緊急時の住民等の被ばく線量の把握

- 国〔原子力規制委員会、環境省〕、指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕及び地方公共団体は、原子力緊急事態宣言発出後、健康調査・健康相談を適切に行う観点から、住民等に対して、緊急時における放射性ヨウ素の吸入による内部被ばくを把握するための甲状腺被ばく線量モニタリング、放射性セシウムを経口摂取による内部被ばくを把握するためのホールボディカウンタ等による測定、緊急時モニタリングの結果等から外部被ばく線量の推計等を行うための行動調査を行うものとする。

6 原子力事業者の活動体制

- 原子力事業者は、指定行政機関、指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕、地方公共団体等との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。

7 指定行政機関等の活動体制

(2) 原子力緊急事態宣言発出後の対応

三 原子力災害現地対策本部の設置

- 原子力災害合同対策協議会の会合においては、必要に応じ、指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕等の専門家を出席させ、その知見を十分に活用するよう努めるものとする。

10 指定公共機関等の活動体制

- 国〔原子力規制委員会、文部科学省、経済産業省等〕は、原子力緊急事態宣言が発出された場合、指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕、研究機関等に対して、原子力災害対策本部事務局への専門家

の派遣を必要に応じて要請するとともに、派遣された専門家と、災害の拡大防止、防護対策の活動内容等について、密接な情報交換を行うものとする。

- 指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕は、施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立等の必要な体制をとるものとする。
- 指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕は、指定行政機関、地方公共団体及び原子力事業者等との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。

第2節 避難、屋内退避等の防護及び情報提供活動

4 避難又は一時移転の際の住民等に対する避難退域時検査及び簡易除染の実施

- 地方公共団体及び原子力事業者は、国〔原子力規制委員会等〕の協力を得ながら、指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕の支援の下、住民等がO I Lに基づき特定された区域等から避難又は一時移転した後に、住民等（避難輸送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難退域時検査及び簡易除染を行うものとする。

10 関係者等への的確な情報伝達活動

(3) 住民等からの問合せに対する対応

- 原子力災害対策本部、現地対策本部、指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕等は、必要に応じ、速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を整備するものとする。また、住民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を行うものとする。

第10節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する迅速かつ円滑な応急対策

- 国〔原子力規制委員会、国土交通省〕は、核燃料物質等の運搬中の事故による特定事象が発生した場合には、直ちに関係省庁、関係地方公共団体及び関係指定公共機関に連絡するとともに、その後の情報を随時連絡するものとする。また、速やかに関係省庁事故対策連絡会議を開催するとともに、国の職員及びあらかじめ登録された国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構等の専門家を現地へ派遣し、必要な資機材を現地へ動員するものとする。なお、放射性物質輸送事故対策会議が開催されている場合、その事務は関係省庁事故対策連絡会議に引き継ぐものとする。

3.1.1.3 第3章 災害復旧

第3章「災害復旧」では、「日本原子力研究開発機構」の言及はなかった。

3.1.1.4 第4章 原子力艦の原子力災害

第4章「原子力艦の原子力災害」では、「日本原子力研究開発機構」は以下の1箇所而言及されている。

第1節 情報の収集・連絡及び活動体制の確立

1 災害情報の収集・連絡

(2) 放射能影響の早期把握のための活動

- 指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕は、現地へ緊急時モニタリング要員及び機材を動員し、国〔原子力規制委員会〕が行う環境放射線モニタリングの強化のための取組を支援するものとする。

3.1.2 「指定公共機関」の検索

原子力機構とは直接言及されずに「指定公共機関」と言及されているものを第12編から抽出した結果、全部で26箇所が言及されていた。

3.1.2.1 第1章 災害予防

第1章「災害予防」では、「指定公共機関」は以下の7箇所而言及されている。

第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

1 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係

(2) 情報の分析整理

- 国、指定公共機関、地方公共団体及び原子力事業者は、平時から防災関連情報の収集、蓄積に努めるものとする。国等は、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう、情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化に努めるものとする。

(3) 通信手段の確保

- 国〔原子力規制委員会、内閣府〕及び原子力事業者は、官邸、内閣府、緊急時対応センター（原子力規制庁）、オフサイトセンター、原子力施設事態即応センター（原子力事業者本店等）、緊急時対策所及び関係指定公共機関との間の円滑な情報連絡を確保するため、各々の拠点間をつなぐテレビ会議システム及び衛星電話の整備を行うものとする。テレビ会議システムについては、地上回線の途絶に備え、衛星回線による伝送経路の多様化を図るなど、通信の信頼性を確保するものとする。

(5) 職員の体制

- 国、指定公共機関、地方公共団体及び原子力事業者は、それぞれの機関において、実情に応じ、あらかじめ非常参集職員の名簿（衛星電話等非常用通信機器の連絡先を含む。）等を含む体制図を作成し、参集基準、参集対象者、連絡経路を明確にしておくなど、職員の

非常参集体制の整備を図るものとする。その際、地震、津波等による大規模な自然災害等との複合災害の発生により、防災活動に必要な人員及び防災資機材が不足するおそれがあることを想定し、人材及び防災資機材の確保等において相互の連携を図るものとする。

- 国、指定公共機関、地方公共団体及び原子力事業者は、事態が長期化した場合に備えて職員の動員体制を整備するものとする。

2 避難の受入れ及び情報提供活動関係

(5) 周辺住民等への的確な情報伝達活動関係

- 国、指定公共機関及び地方公共団体は、原子力災害の特殊性にかんがみ、要配慮者及び一時滞在者に対し災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平時からこれらの者に対する情報伝達体制の整備に努めるものとする。

5 防災業務関係者の安全確保関係

- 国、地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関は、被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の安全確保のための防災資機材をあらかじめ整備するものとする。

8 防災関係機関等の防災訓練等の実施

(3) 実践的な訓練の実施と事後評価

- 訓練に参加した国の関係省庁、地方公共団体、指定公共機関等は、地域原子力防災協議会において、総合的な訓練の実施結果、成果、抽出された反省点等を検討し、これらを共有するものとする。訓練に参加した国の関係省庁、地方公共団体、指定公共機関等は、明らかになった課題に関して、緊急時の対応に係る計画やマニュアルの改善等を行うものとする。

3.1.2.2 第2章 災害応急対策

第2章「災害応急対策」では、「指定公共機関」は以下の12箇所で言及されている。

第1節 発災直後の情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び活動体制の確立

2 警戒事態発生時の連絡等

- 原子力規制委員会、内閣府及び原子力事業者は、警戒事態が発生した場合、直ちに官邸〔内閣官房〕、内閣府、緊急時対応センター（原子力規制庁）、対策拠点施設、原子力施設事態即応センター（原子力事業者本店等）、緊急時対策所及び指定公共機関を結ぶテレビ会議システムを起動するものとする。

3 施設敷地緊急事態発生時の連絡等

(1) 施設敷地緊急事態発生情報等の連絡

- 原子力規制委員会及び原子力事業者は、施設敷地緊急事態が発生した場合、直ちに官邸〔内閣官房〕、内閣府、緊急時対応センター（原子力規制庁）、対策拠点施設、原子力施設事態即応センター（原子力事業者本店等）、緊急時対策所及び関係指定公共機関、自然災害に対応する政府本部が設置されている場合には当該本部を結ぶテレビ会議システムを通じた各拠点間の連絡体制を確認するものとする。
- 指定行政機関は、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部から連絡を受けた事項について、指定公共機関に連絡するものとする。

7 指定行政機関等の活動体制

(1) 施設敷地緊急事態への対応

六 現地事故対策連絡会議の開催

- 原子力規制委員会及び内閣府は、必要に応じ、地方公共団体、指定公共機関及び原子力事業者に対して現地事故対策連絡会議への職員の派遣を求めるものとする。

七 指定行政機関等の対応

- 指定行政機関〔内閣府、原子力規制委員会等〕は、施設敷地緊急事態発生 of 通報を受けた場合、機関相互間、指定公共機関、地方公共団体及び原子力事業者等との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。

(2) 原子力緊急事態宣言発出後の対応

三 原子力災害現地対策本部の設置

- 現地対策本部は、オフサイトセンターにおいて、緊急事態応急対策実施区域を管轄する都道府県及び市町村の災害対策本部（又は現地対策本部）とともに、原子力災害合同対策協議会を組織するものとする。原子力災害合同対策協議会は、現地対策本部長、都道府県及び市町村の各々の災害対策本部の代表者、指定公共機関の代表者及び原子力事業者の代表者から権限を委任された者等により構成されるものとする。原子力災害合同対策協議会は、現地対策本部長が主導的に運営するものとする。

11 その他

(1) 防災業務関係者の安全確保

- 国、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関等は、被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の安全確保のための資機材の確保を図るものとする。
- 原子力災害対策本部は、関係行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関等に対して、緊急事態応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のための資機材の携行・装着、安定ヨウ素剤の服用等を行うよう指示するものとする。

第2節 避難、屋内退避等の防護及び情報提供活動

10 関係者等への的確な情報伝達活動

(1) 周辺住民等への情報伝達活動

- 原子力災害対策本部、現地対策本部、指定行政機関、指定公共機関、地方公共団体及び原子力事業者は、役割に応じて周辺住民のニーズを十分に把握し、原子力災害の状況、安否情報、医療機関等の情報、飲食物の放射性核種濃度測定の結果及び出荷制限等の状況、各々の機関が講じている施策に関する情報、交通規制、避難経路や指定避難所等周辺住民に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供するものとする。なお、その際、民心の安定並びに要配慮者、一時滞在者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に配慮した伝達を行うものとする。また、原子力災害対策本部、現地対策本部等は、特に、原子力災害の状況のうち、原子力事業所等の事故の状況、緊急時モニタリングの結果等について正確かつきめ細やかな伝達に配慮して情報提供を行うものとする。
- 原子力災害対策本部、現地対策本部、指定行政機関、指定公共機関及び地方公共団体は、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。

第3節 原子力被災者の生活支援活動

- 原子力被災者生活支援チームは、関係省庁、指定公共機関等の協力を得ながら、地方公共団体、原子力事業者、関係団体等との調整を行い、以下の諸課題について総合的かつ迅速に取り組むものとする。なお、関係省庁は、事故対応の進捗の状況に応じて、各々の所掌事務及び法令等に基づき緊急事態応急対策を実施するものとする。

第10節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する迅速かつ円滑な応急対策

- 関係省庁は、国〔原子力規制委員会、国土交通省〕から連絡を受けた事項について、指定公共機関に連絡するものとする。

3.1.2.3 第3章 災害復旧

第3章「災害復旧」では、「指定公共機関」の言及はなかった。

3.1.2.4 第4章 原子力艦の原子力災害

第4章「原子力艦の原子力災害」では、「指定公共機関」は以下の7箇所で言及されている。

第1節 情報の収集・連絡及び活動体制の確立

1 災害情報の収集・連絡

(1) 災害情報等の連絡

- 関係指定行政機関は、連絡を受けた事項について、必要に応じて関係指定公共機関に連

絡するものとする。

(3) 応急対策活動情報の連絡

- 関係指定公共機関は、関係指定行政機関を通じ、自ら行う応急対策活動の状況等を関係省庁原子力艦事故対策連絡会議、非常災害対策本部等に連絡するものとする。
- 関係指定行政機関は、自ら行う応急対策の活動状況等を、関係省庁原子力艦事故対策連絡会議、非常災害対策本部等に報告するとともに、必要に応じ、関係地方公共団体、関係指定公共機関等に連絡するものとする。
- 関係省庁原子力艦事故対策連絡会議、非常災害対策本部等は、収集した応急対策活動情報を、必要に応じ、官邸〔内閣官房〕、関係指定行政機関、関係指定公共機関及び関係地方公共団体に連絡するものとする。

2 通信手段の確保

- 関係指定行政機関、関係地方公共団体及び関係指定公共機関は、緊急時には、直ちに情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

3 関係指定行政機関等の活動体制

- 関係指定公共機関は、原子力艦の原子力災害の発生のおそれがある場合又は原子力艦の原子力災害が発生した場合、必要に応じ、速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

6 関係者等への的確な情報伝達活動

(1) 周辺住民等への情報伝達活動

- 非常災害対策本部等、関係指定行政機関、関係指定公共機関及び関係地方公共団体は、役割に応じて周辺住民のニーズを十分に把握し、原子力災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、飲食物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等周辺住民に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供するものとする。なお、その際、民心の安定並びに要配慮者及び一時滞在者等に配慮した伝達を行うものとする。

3.1.3 分析結果

3.1.1 の抽出結果に基づくと、原子力機構としては、以下の4点がその主な役割となっている。

- 緊急時モニタリング
- 住民被ばく対応
- 電話相談
- 専門家派遣と資機材提供

これらについては、原子力機構の原子力安全・防災研究所 原子力緊急時支援・研修センターのウェブサイトの「センター整備の背景」でも記載されている¹⁴⁾。

一方、3.1.2に記載した「指定公共機関」として言及されたことは、上記の「センター整備の背景」には明示されていない。ただし、日本原子力研究開発機構防災業務計画⁷⁾には、災害予防において「国、地方公共団体及び原子力事業者と平時より原子力災害対策協議会等を通して、応急活動及び復旧活動に関し、連携強化を図るものとする。」と記載されている。また、災害応急対策において、施設敷地緊急事態発生後及び全面緊急事態発生後においては、国、地方公共団体及び関係機関との緊密な連携及び情報共有に努めること、及び国からの要請に基づき、原子力災害合同対策協議会の会合に必要な応じ機構の専門家を出席させ、関係者の情報共有及び相互協力のための調整にその知見を十分に反映するように努めることが記されている。

なお、「日本原子力研究開発機構」あるいは「指定公共機関」の検索においては、「第3章 災害復旧」ではいずれも言及されていなかった。これは、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故（以下、「福島第一事故」と略記）においては、まだ内閣総理大臣による原子力緊急事態解除宣言（原子力災害対策特別措置法第15条第4項）がなされておらず、災害復旧の経験が反映されていないためと考えられる。

3.2 量研機構の役割

防災基本計画の中で量研機構が言及されている箇所を抽出した。その結果、原子力機構が言及されている殆どの箇所である26箇所でも量研機構も言及されている（なお、空あるいは海からのモニタリングに関して量研機構は言及されていない）。その他、計9箇所でも量研機構が言及されていた。3.2.1に検索結果を示し、3.2.2には量研機構が指定されている「高度被ばく医療支援センター」について、言及されている15箇所を抽出した。なお、3.1.2に記載したが、個別の機関名ではないが、「指定公共機関」として言及されている26箇所にも量研機構は該当する。3.2.3に検索結果のまとめを記載する。

3.2.1 「量子科学技術研究開発機構」の検索

3.2.1.1 第1章 災害予防

第1章「災害予防」では、「日本原子力研究開発機構」と同様の11箇所でも言及されている。

3.2.1.2 第2章 災害応急対策

第2章「災害応急対策」では、「量子科学技術研究開発機構」は、「日本原子力研究開発機構」として言及された15箇所のうち空・海上のモニタリングを除く14箇所以外に、以下の医療活動2箇所でも言及されている。

第6節 救助・救急、医療及び消火活動

2 医療活動

(2) 原子力災害医療派遣チーム及び専門家の派遣等

- 原子力規制委員会、原子力災害医療・総合支援センター、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構及び被災地域外の地方公共団体は、医師を確保し、原子力災害医療派遣チーム等を編成し、派遣するものとする。

(3) 原子力災害医療の実施

- 被ばく医療に対応可能な独立行政法人国立病院機構及び国立大学病院等は、高度被ばく医療支援センターを受診した相当程度の被ばく傷病者等に対する追跡調査等を国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構等が行う場合、これに協力するものとする。

3.2.1.3 第3章 災害復旧

第3章「災害復旧」では、「量子科学技術研究開発機構」は「日本原子力研究開発機構」と同様に、言及がなかった。

3.2.1.4 第4章 原子力艦の原子力災害

第4章「原子力艦の原子力災害」では、「量子科学技術研究開発機構」は「日本原子力研究開発機構」として言及された1箇所以外に、以下の医療活動7箇所で言及されている。

第5節 救助・救急及び医療活動

2 医療活動

(1) 被ばく医療に係る医療チームの派遣

- 国〔文部科学省、厚生労働省、原子力規制委員会〕は、必要に応じ、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構等の医療関係者等からなる被ばく医療に係る医療チームを現地に派遣するものとする。

(2) 被ばく医療の実施

- 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構の派遣する医療従事者等は、被ばく医療に係る医療チームとして、関係都道府県の災害対策本部の下で、被ばく傷病者等に対する診療について、各地域で中核的な機能を担う拠点となる医療機関の関係者を指導するとともに、自らもこれに協力して医療活動を行うものとする。
- 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、高度な被ばく医療に対応可能な医療機関等は、各地域で中核的な機能を担う拠点となる医療機関で遂行困難な高度専門的な除染及び治療を行うものとする。
- 被ばく医療に対応可能な独立行政法人国立病院機構及び国立大学病院等は、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、高度な被ばく医療に対応可能な医療機関等で受診した相当程度の被ばく傷病者等に対する追跡調査等を国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構等が行う場合、これに協力するものとする。
- 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、高度な被ばく医療に対応可能な医療機関等は、除染、障害治療、追跡調査等について、互いに緊密な連携をとって行うものとする。
- 国〔消防庁〕は、被ばく傷病者等の国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、高度な被ばく医療に対応可能な医療機関等への搬送について、関係都道府県の災害対策本部等から要請があった場合は、搬送手段の優先的確保を行うものとする。

- 自衛隊は、関係都道府県知事等の災害派遣要請に基づき、又は必要に応じ被ばく傷病者等の国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、高度な被ばく医療に対応可能な医療機関等への搬送について輸送支援を行うものとする。

3.2.2 高度被ばく医療支援センターの役割検索

現在わが国では、原子力災害時に高度専門的な被ばく医療を行う機関として「高度被ばく医療支援センター」があり、原子力規制委員会の指定により設置されている。現在の指定先は、量研機構、弘前大学、福島県立医科大学、福井大学、広島大学及び長崎大学の6機関である¹⁵⁾。

量研機構の役割を知るうえで、「高度被ばく医療支援センター」が第1章及び第2章で言及されている15箇所も該当するので抽出した。なお、第3章及び第4章での言及はなかった。

3.2.2.1 第1章 災害予防

第1章「災害予防」では、「高度被ばく医療支援センター」は以下の7箇所で言及されている。

第2編 1章 5節「迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え」

1 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係

(12) 住民等の被ばく線量の把握体制の整備

- 地方公共団体は、国〔原子力規制委員会、内閣府〕の支援や原子力災害医療協力機関、原子力事業者、原子力災害拠点病院、高度被ばく医療支援センター等の協力を得て、健康調査・健康相談を適切に行う観点から、緊急時に甲状腺被ばく線量モニタリング等を対象となる住民等に行い、当該住民等の被ばく線量の評価・推定を適切に行えるよう、必要な資機材（NaI(Tl)サーベイメータ、甲状腺モニタ、ホールボディカウンタ等）の確保・整備、測定・評価要員の確保、避難所又はその近傍の適所における測定場所の選定等、住民等の被ばく線量評価体制を整備するものとする。

4 救助・救急、医療、安定ヨウ素剤の服用及び消火活動関係

(2) 医療活動関係

- 地方公共団体は、高度被ばく医療支援センター、原子力災害医療・総合支援センター、原子力事業者等と調整の上、地域ごとに原子力災害医療の中核的機能を担うための拠点となる原子力災害拠点病院を指定し、原子力災害対策に協力できる原子力災害医療協力機関を登録するなど、地域の原子力災害医療体制の整備に努めるものとする。
- 国〔原子力規制委員会〕は、主に原子力災害拠点病院で対応が困難な被ばく傷病者等の受入れを行う高度被ばく医療支援センターを指定するとともに、複数の機関を指定する場合は、そのうちの機関を中心的・先導的な役割を担う基幹高度被ばく医療支援センターとして指定するほか、原子力災害医療派遣チームの派遣及び派遣調整を行う原子力災害医療・総合支援センター、全国規模での活動体制を有する原子力災害医療協力機関の指定を行うなど、原子力災害医療体制の整備に努めるものとする。

- 国〔原子力規制委員会〕及び地方公共団体は、高度被ばく医療支援センター、原子力災害医療・総合支援センター、原子力災害拠点病院等の診療状況等の情報を迅速に把握するために、原子力災害医療に係る情報システムの整備に努めるものとする。
- 高度被ばく医療支援センター、原子力災害医療・総合支援センター、原子力災害拠点病院等は、原子力災害医療に係る情報システムの活用に努めるものとする。
- 国〔原子力規制委員会〕は、高度被ばく医療支援センター、原子力災害医療・総合支援センター、被災地域外の地方公共団体等と協力して、原子力災害医療・総合支援センター、原子力災害拠点病院等が原子力災害医療派遣チームを編成できるよう、体制の整備を行うものとする。
- 高度被ばく医療支援センター、原子力災害医療・総合支援センター及び原子力災害拠点病院は、関係医療機関の放射線障害に対する医療体制の実効性向上のため、医師及び看護師等に対する研修プログラムを実施するなど、原子力事業者と連携し、国及び地方公共団体による原子力災害医療体制の整備に協力するものとする。

3.2.2.2 第2章 災害応急対策

第2章「災害応急対策」では、「高度被ばく医療支援センター」は以下の8箇所で言及されている。

第2節 避難、屋内退避等の防護及び情報提供活動

- 5 避難又は一時移転の対象となった住民等に対する甲状腺被ばく線量モニタリングの実施
- 地方公共団体は、国〔原子力規制委員会等〕の協力を得ながら、原子力災害医療協力機関、原子力事業者、原子力災害拠点病院、高度被ばく医療支援センター等の支援の下、住民等がO I Lに基づき特定された区域等から避難又は一時移転し避難所等に到着した後に、住民等の甲状腺被ばく線量モニタリングを行うものとする。

第6節 救助・救急、医療及び消火活動

2 医療活動

(1) 被災地域内の医療機関による医療活動

- 国〔原子力規制委員会〕、地方公共団体、高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センターは、原子力災害拠点病院等の診療状況等の情報を原子力災害医療に係る情報システム等により迅速に把握し、応援の派遣等を行うものとする。

(3) 原子力災害医療の実施

- 原子力災害医療・総合支援センターから派遣される原子力災害医療派遣チーム又は高度被ばく医療支援センターから派遣される専門家は、立地道府県等の災害対策本部の下で、被ばく傷病者等に対する診療について、原子力災害拠点病院の関係者を支援するとともに、自らもこれに協力して医療活動等を行うものとする。
- 高度被ばく医療支援センターは、原子力災害拠点病院で対応困難な高度専門的な除染及

び治療を行うものとする。

- 被ばく医療に対応可能な独立行政法人国立病院機構及び国立大学病院等は、高度被ばく医療支援センターを受診した相当程度の被ばく傷病者等に対する追跡調査等を国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構等が行う場合、これに協力するものとする。
- 高度被ばく医療支援センターは、除染、放射線障害に対する医療、追跡調査等について、原子力災害医療・総合支援センターと連携して行うものとする。
- 国〔消防庁〕は、被ばく傷病者等の高度被ばく医療支援センターへの搬送について、立地道府県等の災害対策本部、現地対策本部等から要請があった場合は、搬送手段の優先的確保を行うものとする。
- 自衛隊は、原子力災害対策本部長、都道府県知事等法令で定める者の派遣要請に基づき、又は必要に応じ、被ばく傷病者等の高度被ばく医療支援センターへの搬送について輸送支援を行うものとする。

3.2.3 分析結果

量研機構の役割は、防災基本計画第 12 編の中で、以下の 3 つの役割が記載されており、その役割は原子力機構と比較しても複雑である。

- (1) 量研機構として明記されたもの
- (2) 高度被ばく医療支援センター及び「基幹高度被ばく医療支援センター」として記載されたもの
- (3) 指定公共機関として記載されたもの

上記の (1) から (3) の記載内容が「量子科学技術研究開発機構防災業務計画(平成 13 年 4 月作成：当時は放射線医学総合研究所、最終改定令和 7 年 4 月)」¹⁶⁾ に反映されている。

3.3 関係周辺都道府県の役割

本報告書第 1 章に記したように、関係周辺都道府県は、「立地所在市町村と隣接する市町村を包括する都道府県及びこれに準ずる都道府県」と防災基本計画の中で定義されている。関係周辺都道府県の役割についての記載は第 1 章及び第 2 章の合計 7 箇所、それを防災基本計画から以下に引用する。なお、第 3 章及び第 4 章での言及はなかった。

3.3.1 第 1 章 災害予防

第 1 章「災害予防」では、「関係周辺都道府県」は以下の 1 箇所で言及されている。

第 1 節 施設等の安全性の確保

- 国〔原子力規制委員会、内閣府、国土交通省〕及び関係地方公共団体（所在都道府県、所在市町村及び関係周辺都道府県（所在市町村と隣接する市町村を包括する都道府県及びこれに準ずる都道府県をいう。以下同じ。）をいう。）は、原子力事業者が行う原子力災害の予防のための措置が適切に行われていることについて、適時適切に立入検査の実施等をするものとする。

3.3.2 第2章 災害応急対策

第2章「災害応急対策」では、「関係周辺都道府県」は以下の6箇所で言及されている。

第1節 発災直後の情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び活動体制の確立

3 施設敷地緊急事態発生時の連絡等

(1) 施設敷地緊急事態発生情報等の連絡

- 所在都道府県及び関係周辺都道府県は、原子力事業者及び原子力規制委員会から通報・連絡を受けた事項について、関係周辺市町村に連絡するものとする。
- 地方公共団体は、原子力事業者及び原子力規制委員会から通報・連絡（関係周辺市町村の場合は、所在都道府県又は関係周辺都道府県からの連絡）を受けた事項について、関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。

(2) 施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡

- 所在都道府県、関係周辺都道府県は、関係周辺市町村との間において、原子力事業者、原子力規制委員会及び内閣府から通報・連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、連絡を密にするものとする。
- 地方公共団体は、指定地方公共機関との間において、原子力事業者及び原子力規制委員会から通報・連絡（関係周辺市町村の場合は、所在都道府県又は関係周辺都道府県からの連絡）を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、連絡を密にするものとする。
- 国〔原子力規制委員会、内閣府〕、関係省庁及び関係地方公共団体、指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕、所在都道府県、関係周辺都道府県、原子力事業者等は、現地事故対策連絡会議等との連携を密にするものとする。

4 全面緊急事態における連絡等（原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡）

- 原子力災害対策本部は、関係地方公共団体及び住民に対して、必要に応じ、衛星電話、インターネットメール等多様な通信手段を用いて、原子力災害対策本部の指示等を確実に伝達するものとする。（所在都道府県及び関係周辺都道府県は、その内容を関係周辺市町村に連絡するものとする。）

3.3.3 分析結果

関係周辺都道府県についての記載は、災害予防については原子力事業者の立入検査である。災害応急対策においては、基本的に関係周辺市町村への情報連絡と関係機関との情報共有であり、限定的である。関係周辺都道府県の役割が限定的なのは、原子力施設の立地都道府県に比べて関係周辺都道府県では例え原子力施設で事故が起きたとしても、その影響が少ないとの判断に基づいているものと推察される。

しかし一方で、日本の原子力発電所の中には、隣接県との境界に近い場所に立地しているものがある。例としては、福井県の高浜発電所は京都府（舞鶴市）との県境まで約 5km 程度の距離に位置している。敦賀原子力発電所と滋賀県（長浜市）の県境も約 13km 程度となっている。一方、京都府地域防災計画原子力災害対策編¹⁷⁾及び滋賀県地域防災計画（原子力災害対策編）¹⁸⁾においては、両府県は立地地方公共団体ではないが、情報連絡以外にも立地県と類似の府県の役割を行うとされており、原子力災害への対応に関して実質的な問題がない計画は準備されている。

3.4 文部科学省の役割

文部科学省は、研究炉などの原子力施設を利用しており、原子力機構及び量研機構の監督官庁でもある。そこで、第 12 編に対する言及事項を検索し、その役割を明確にした結果、合計 15 箇所と言及されていた。

なお、文部科学省は教育も所管しており、第 2 編「各災害に共通する対策編」での言及箇所が多くなってしまったため、今回の検索では原子力災害対策にのみ着目し第 2 編への検索結果は含めなかった。

3.4.1 第 1 章 災害予防

第 1 章「災害予防」では、「文部科学省」は以下の 12 箇所と言及されている。

第 2 節 防災知識の普及

1 防災知識の普及

- 国〔原子力規制委員会、原子力防災会議事務局、文部科学省、消防庁〕、地方公共団体及び原子力事業者は、住民に対し、緊急時にとるべき行動、指定避難所等での行動、原子力災害に関する特殊性等防災知識の普及、啓発を図るものとする。教育機関は、防災に関する教育の充実に努めるものとする。

第 3 節 原子力防災に関する研究等の推進

- 国〔原子力規制委員会、文部科学省、経済産業省等〕は、防災に係る見地から、危機管理システム、被ばく医療等の原子力災害時における医療（以下「原子力災害医療」という。）に関する研究、遠隔操作ロボットの研究及び運用方法の開発、放射線防護措置の実効性向上に資する研究、緊急時モニタリング（放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合に実施する環境放射線モニタリングをいう。以下同じ。）技術の開発等を推進するなど、原子力防災に関する科学技術及び研究の振興を図るものとする。なお、研究の推進に当たっては、海外研究機関を含む研究機関間はもとより、研究機関と行政機関との連携を図るものとする。
- 国〔原子力規制委員会、文部科学省、経済産業省等〕は、原子力防災に資するデータの集積、研究成果の収集、各種試験研究施設・設備の整備・充実に努めるものとする。
- 国〔原子力規制委員会、原子力防災会議事務局、文部科学省、経済産業省等〕は、研究機

関等の行った原子力防災に関する研究の成果が防災施策の強化に資するよう、国及び地方公共団体等の防災機関への情報提供等を推進するとともに、必要に応じ原子力災害対策指針等の改定等、防災施策への反映を行うものとする。

第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

1 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係

(5) 職員の体制

- 国〔原子力防災会議事務局、内閣府、原子力規制委員会〕は、原子力施設等の周辺地域における住民等の防護措置や被災者の生活支援（以下「オフサイト対応」という。）を円滑に実施するため、原子力利用省庁（事故発生施設が電力事業者等民間企業の所有に係る場合は経済産業省、大学・研究機関等の所有に係る場合は文部科学省）をはじめ関係省庁と緊密に連携し、非常参集体制や役割分担の整理等、必要な体制整備をするものとする。

(13) 専門家の派遣体制

- 国〔原子力規制委員会、内閣府、原子力防災会議事務局、文部科学省、経済産業省等〕は、原子力災害時に、指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構等〕その他研究機関等の原子炉工学、放射線防護等に関する専門家を招集し、技術的助言を得るため、あらかじめ招集する専門家のリストを指定公共機関等と調整した上で作成し、非常招集体制を整備するものとする。
- 国〔原子力規制委員会、内閣府、文部科学省、経済産業省等〕は、緊急時に指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構等〕その他研究機関等の原子炉工学、放射線防護等に関する専門家を招集し、招集された専門家は収集された情報をもとに被災状況及び応急対策について評価・検討し、国等が行う緊急事態応急対策への技術的支援を行う体制の整備をするものとする。
- 国〔原子力規制委員会、内閣府、原子力防災会議事務局、文部科学省、経済産業省〕は、指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕等からのモニタリング、医療等に関する専門家、原子力災害現地対策本部等の要員等の迅速な派遣体制を確保するため、緊急輸送関係省庁〔国土交通省、海上保安庁、防衛省、消防庁、警察庁〕に対する輸送支援の要請を含む現地への移送手段等について、原子力事業所ごとにあらかじめ関係機関と調整の上定めておくものとする。

4 救助・救急、医療、安定ヨウ素剤の服用及び消火活動関係

(1) 救助・救急活動関係

- 原子力事業者は、放射性物質による汚染や被ばくを伴う傷病者等（それらの疑いのある者を含む。以下「被ばく傷病者等」という。）の応急処置及び除染を行う設備等を整備し、維持・管理して、被ばく医療等を行える体制を整備しておくとともに、原子力災害時には、原子力事業者による原子力事業所内の医療施設における医療提供が困難になり得ることから、指揮命令、通報連絡及び情報伝達に係る体系的な整備を図り、医療機関、原子

力規制委員会、文部科学省、厚生労働省、救助・救急関係省庁〔警察庁、消防庁、海上保安庁、防衛省〕、地方公共団体等の関係機関と通報連絡、被ばく傷病者等の搬送、受入れ、救急医療に精通した医師等のネットワークを活用した医療従事者の派遣又はあっせんについて緊密な関係を維持するものとする。

(2) 医療活動関係

- 国〔原子力規制委員会〕及び地方公共団体は、文部科学省及び厚生労働省と協力して、外来診療及び入院診療に対応する原子力災害拠点病院及び一般病院並びにそれらのネットワークについて、一般災害における医療関係者を積極的に関与させつつ、構築するように努めるものとする。

8 防災関係機関等の防災訓練等の実施

(4) 防災業務関係者に対する研修

- 国〔原子力規制委員会〕は、文部科学省及び厚生労働省と協力し、原子力災害医療の実施に備え、医療機関等に対し、基本的な放射線や被ばくに関する基本的な知識と被ばく傷病者等への対処に係る技術についての教育・研修・訓練等を実施するものとする。

第6節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する迅速かつ円滑な応急対策への備え

- 国〔原子力規制委員会、原子力防災会議事務局、国土交通省、文部科学省〕は、指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕等の各分野の専門家をあらかじめ派遣専門家として登録し、また、必要な資機材についても指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕等に適切に整備・維持させるものとする。

3.4.2 第2章 災害応急対策

第2章「災害応急対策」では、「文部科学省」は以下の2箇所而言及されている。

第1節 発災直後の情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び活動体制の確立

10 指定公共機関等の活動体制

- 国〔原子力規制委員会、文部科学省、経済産業省等〕は、原子力緊急事態宣言が発出された場合、指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕、研究機関等に対して、原子力災害対策本部事務局への専門家の派遣を必要に応じて要請するとともに、派遣された専門家と、災害の拡大防止、防護対策の活動内容等について、密接な情報交換を行うものとする。

第3節 原子力被災者の生活支援活動

- 原子力被災者生活支援チームは、関係省庁、指定公共機関等の協力を得ながら、地方公共団体、原子力事業者、関係団体等との調整を行い、以下の諸課題について総合的かつ迅速

に取り組むものとする。なお、関係省庁は、事故対応の進捗の状況に応じて、各々の所掌事務及び法令等に基づき緊急事態応急対策を実施するものとする。

- 原子力施設の状況等を考慮して設定された警戒区域への一時立入り等の実施及びそれに伴う原子力被災者の避難退域時検査に準じた検査及び除染（原子力規制委員会、内閣府、文部科学省、経済産業省、厚生労働省、防衛省、警察庁、国土交通省、農林水産省、消防庁、環境省）

3.4.3 第3章 災害復旧

第3章「災害復旧」では、「文部科学省」の言及はなかった。

3.4.4 第4章 原子力艦の原子力災害

第4章「原子力艦の原子力災害」では、「文部科学省」は以下の1箇所而言及されている。

第5節 救助・救急及び医療活動

2 医療活動

(1) 被ばく医療に係る医療チームの派遣

- 国〔文部科学省、厚生労働省、原子力規制委員会〕は、必要に応じ、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構等の医療関係者等からなる被ばく医療に係る医療チームを現地に派遣するものとする。

3.4.5 分析結果

文部科学省が言及されているのは、大きく分けて以下の4つの内容である。

- 防災知識の普及
- 原子力防災に関する研究等の推進
- 原子力利用省としての役割
- 指定公共機関（量研機構、原子力機構）の監督官庁としての役割

これらの4つの役割を反映させて、文部科学省防災業務計画第5編原子力災害対策が作成されている¹⁹⁾。

3.5 用語の抽出

ここではデータベースを用いた用語の抽出の例として、原子力緊急時における防護措置の実施や種々の対応でも留意が必要となることを考慮して、第12編原子力災害対策編の中における「要配慮者」及び「ボランティア」に関する記載を取り上げる。

3.5.1 要配慮者

3.5.1.1 第1章 災害予防

第1章「災害予防」では、「要配慮者」は以下の3箇所而言及されている。この中には【 】

内で第2編であることを示す1箇所も含まれる。

第2節 防災知識の普及

2 要配慮者等への配慮

- 防災知識の普及、訓練を実施する際、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。【第2編1章3節2項(3)「防災知識の普及、訓練における要配慮者等への配慮」】

第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

- 内閣府は、原子力防災会議決定に基づき、原子力発電所の所在する地域ごとに、関係府省庁、地方公共団体等を構成員等とする地域原子力防災協議会を設置するものとする。国〔内閣府、関係省庁〕は、同協議会における要配慮者対策、避難先や移動手段の確保、国の実動組織の支援、原子力事業者の協力内容等についての検討及び具体化を通じて、地方公共団体の地域防災計画・避難計画に係る具体化・充実化の支援を行うものとする。原子力事業者は、同協議会における検討等を踏まえて、原子力事業者としての協力内容や必要となる体制をあらかじめ整備し、原子力事業者の防災業務計画に反映するものとする。

2 避難の受入れ及び情報提供活動関係

(5) 周辺住民等への的確な情報伝達活動関係

- 国、指定公共機関及び地方公共団体は、原子力災害の特殊性に鑑み、要配慮者及び一時滞在者に対し災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平時からこれらの者に対する情報伝達体制の整備に努めるものとする。

3.5.1.2 第2章 災害応急対策

第2章「災害応急対策」では、「要配慮者」は以下の6箇所で言及されている。この中には【 】内で第2編であることを示す2箇所も含まれる。

第2節 避難、屋内退避等の防護及び情報提供活動

2 指定避難所等

(1) 指定避難所等の開設

- 市町村は、緊急時に必要に応じ指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、必要に応じ、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所等として開設するものとする。さらに、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を避難所とし

て借り上げるなど、多様な避難所の確保に努めるものとする。

8 要配慮者への配慮

- 市町村は、災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努めるものとする。【第2編2章6節7項「要配慮者への配慮」】
- 避難誘導、避難所等での生活環境、応急仮設住宅の提供に当たっては、要配慮者に十分配慮するものとする。特に避難所等での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制の整備、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、要配慮者に向けた情報の提供についても、十分配慮するものとする。【第2編2章6節7項「要配慮者への配慮」】
- 地方公共団体は、避難誘導、指定避難所等での生活に関しては、要配慮者及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、指定避難所等での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制の整備、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。

10 関係者等への的確な情報伝達活動

(1) 周辺住民等への情報伝達活動

- 原子力災害対策本部、現地対策本部、指定行政機関、指定公共機関、地方公共団体及び原子力事業者は、役割に応じて周辺住民のニーズを十分に把握し、原子力災害の状況、安否情報、医療機関等の情報、飲食物の放射性核種濃度測定の結果及び出荷制限等の状況、各々の機関が講じている施策に関する情報、交通規制、避難経路や指定避難所等周辺住民に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供するものとする。なお、その際、民心の安定並びに要配慮者、一時滞在者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に配慮した伝達を行うものとする。また、原子力災害対策本部、現地対策本部等は、特に、原子力災害の状況のうち、原子力事業所等の事故の状況、緊急時モニタリングの結果等について正確かつきめ細やかな伝達に配慮して情報提供を行うものとする。

(2) 国民への的確な情報の伝達

- 国〔原子力規制委員会〕及び原子力事業者は、地方公共団体と連絡をとりつつ、緊急時の第一報を含め、随時報道機関への発表を行うものとする。なお、その際、民心の安定並びに要配慮者及び一時滞在者等に配慮した伝達を行うものとする。

3.5.1.3 第3章 災害復旧

第3章「災害復旧」では、「要配慮者」の言及はなかった。

3.5.1.4 第4章 原子力艦の原子力災害

第4章「原子力艦の原子力災害」では、「要配慮者」は以下の2箇所で言及されている。

第2節 屋内退避、避難の受入れ等の防護及び情報提供活動

4 要配慮者への配慮

- 関係地方公共団体は、避難誘導、指定避難所等の生活に関して、要配慮者及び一時滞在者に十分配慮し、指定避難所等での健康状態の把握等に努めるものとする。また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。

6 関係者等への的確な情報伝達活動

(1) 周辺住民等への情報伝達活動

- 非常災害対策本部等、関係指定行政機関、関係指定公共機関及び関係地方公共団体は、役割に応じて周辺住民のニーズを十分に把握し、原子力災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、飲食物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等周辺住民に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供するものとする。なお、その際、民心の安定並びに要配慮者及び一時滞在者等に配慮した伝達を行うものとする。

3.5.2 ボランティア

第12編原子力災害対策編の中においてボランティアに関してどのように記載されているかを拾い出した。しかし、記載されているのは、第2章災害応急対策、第9節自発的支援の受入れの中で以下のように記載されているのみである。

1 ボランティアの受入れ

- 第2編2章11節1項「ボランティアの受入れ」

第2編「各災害に共通する対策編」における第2章第11節「自発的支援の受入れ」1項「ボランティアの受入れ」では以下のように記載されている。

第2節 自発的支援の受入れ

1 ボランティアの受入れ

- 国〔内閣府等〕、地方公共団体及び関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入体制を確保するよう努めるものとする。ボランティアの受入れに際して、ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。
- 都道府県等又は都道府県から事務の委任を受けた市町村は、共助のボランティア活動と

地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

- 地方公共団体は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮するものとする。

なお、原子力災害対策指針の改定を受けて、防災基本計画の中でもボランティアの被ばく管理は、ボランティアを管理する団体が行うようにも読める。

- 被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者が属する組織は、当該防災業務関係者の被ばく線量を管理し、健康管理に特段の配慮を行うものとする。被ばくの可能性がある環境下での活動を要請した組織は、当該防災業務関係者が属する組織が実施する被ばく線量の管理や健康管理を支援するものとする。

（第12編 原子力災害対策編、第2章 災害応急対策、第1節 発災直後の情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び活動体制の確立、11 その他 (1) 防災業務関係者の安全確保）

これにはあらかじめの準備が望ましい。しかし、第12編の第1章災害予防の中では、ボランティアに関しては触れられていない。ボランティアに関しては、第2編第1章災害予防の中でも「防災ボランティア活動の環境整備・連携体制の強化」として触れられているので、それを引用することもできる。

3.6 防災基本計画の記載事項

防災基本計画データベースでは第12編から第2編各災害に共通する対策編の項目の引用が行われている。ここでは、本データベース構築時に、今後の加筆修正の可能性や必要性も含めて、気づいた点を以下に列挙する。

3.6.1 第2編引用による記載の重複

第12編2章7節(3)「国による物資の調達・供給」において第2編2章7節(3)「国による物資の調達、供給」を引用している。第2編の中に、

- 国〔国土交通省〕は、関係事業者に対する給水の要請等を行い、供給を確保するものとする。

との記載がある。それにも関わらず、同じ内容の記載を第 12 編 2 章 7 節(3)の中で行っており重複している。

3.6.2 第 2 編を引用しないことによる記載の抜け

3.6.2.1 被災者の心のケア

被災者の心のケアが必要であることは、東日本大震災で指摘されており、第 2 編 2 章 4 節 2 項(5)で取り上げられており、第 3 編等では引用されている。一方で、第 12 編では引用されていない。

3.6.2.2 インターネット上の偽情報・誤情報

令和 6 年度版の防災基本計画では、第 2 編 2 章 6 節 9 項(2)「国民への的確な情報の伝達」の中で、「インターネット上の偽情報・誤情報に対する必要な対策」について追加されている。第 3 編、第 4 編、第 7 編、第 12 編第 4 章では第 2 編が引用されているが、第 12 編 2 章では第 2 編が引用されていないので、この記載が入っていない。

4. おわりに

防災基本計画は、国の防災対策の中心に位置づけられるものであり、その第12編が原子力災害対策に充てられている。原子力災害は、主な自然災害（地震、台風、洪水）に比べて発生頻度が低いため、第2編の各災害に共通する対策編を活用することにより、自然災害などの災害対応経験を原子力災害対応に積極的に取り入れることができる。

本報告書では、防災基本計画をより利用しやすくするために、PCソフト Obsidian を用いて構築したデータベースを解説した。このデータベースを利用することで、各機関は自分の機関だけでなく関連機関の役割の確認が容易になる。例えば原子力機構では、原子力機構として指定された役割に加え、指定公共機関としての役割も原子力機構の防災業務計画に反映されていることを確認した。

用語の抽出という観点でデータベースを利用して「要配慮者」及び「ボランティア」を調べてみた。どちらの例においても第12編では、第2編との関わりで見直すべき事項を示した。

さらに、防災基本計画の編成分析を行うことにより、福島第一事故後に指摘された「被災者の心のケア対策」及び「インターネット上の偽情報・誤情報」等の課題を原子力災害における将来の計画修正に反映させる可能性を示唆した。

今後、複合災害を想定した原子力防災訓練においても、このデータベースを活用することで、より効果的な訓練計画及び運営が期待できる。なお、防災基本計画はほぼ毎年修正されるので、データベースの改訂は、原子力機構のウェブサイトを通じて行う方針である。

謝 辞

原子力機構の規制・国際情報分析室の山本一也氏には、実際の原子力防災研修及び訓練には、防災基本計画ではなく原子力災害対策マニュアル²⁰⁾が利用されていることなどを指摘していただきました。また、原子力緊急時支援・研修センターの高橋史明副センター長には、原稿を丁寧に閲読いただき有益なコメントをいただきました。ここに記して謝辞といたします。

参考文献

- 1) 内閣府, 日本の災害対策, 2021, https://www.bousai.go.jp/1info/pdf/saigaipamphlet_je.pdf
(参照: 2025 年 10 月 8 日) .
- 2) 災害対策基本法, https://laws.e-gov.go.jp/law/336AC0000000223/20250601_504AC0000000068
(参照: 2025 年 10 月 8 日) .
- 3) 内閣府, 防災基本計画, <https://www.bousai.go.jp/taisaku/keikaku/kihon.html> (参照: 2025 年 10 月 8 日)
- 4) 中央防災会議, 防災基本計画全文,
https://www.bousai.go.jp/taisaku/keikaku/pdf/kihon_basicplan.pdf (参照: 2025 年 10 月 8 日) .
- 5) (編集) 日本原子力研究開発機構, 防災基本計画, 第 12 編原子力災害対策編 (第 2 編各災害に共通する対策編引用分を含む) 【令和 6 年度版】,
https://www.jaea.go.jp/04/shien/pdf/BasicDisasterManagementPlan_R6.6_.pdf (参照: 2025 年 10 月 8 日) .
- 6) Central Disaster Management Council, Basic Disaster Management Plan, Part 12 Nuclear Emergency Preparedness (including quotations of Part 2: Countermeasures Common to Each Disaster), June 2024, provisionally translated by the Japan Atomic Energy Agency,
https://www.jaea.go.jp/04/shien/pdf/BasicDisasterManagementPlan_R6.6_en_.pdf (参照: 2025 年 10 月 8 日) .
- 7) 日本原子力研究開発機構, 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構防災業務計画, 2015, <https://www.jaea.go.jp/02/pdf/plan.pdf> (参照: 2025 年 10 月 8 日) .
- 8) Japan Atomic Energy Agency, Disaster Management Operation Plan of Japan Atomic Energy Agency (Provisional translation), 2015,
https://www.jaea.go.jp/04/shien/pdf/Disaster_Management_Operation_Plan-JAEA.pdf (参照: 2025 年 10 月 8 日)
- 9) 佐賀県, 佐賀県地域防災計画, <https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00361211/index.html> (参照: 2025 年 10 月 8 日) .
- 10) Obsidian, <https://obsidian.md/> (参照: 2025 年 10 月 8 日)
- 11) 内閣府, 防災基本計画修正 (令和 7 年 7 月) の概要, 2025,
https://www.bousai.go.jp/taisaku/keikaku/pdf/kihon_gaiyou.pdf (参照: 2025 年 10 月 8 日) .

- 12) 内閣府, 防災基本計画修正新旧対照表, 令和7年7月, 2025,
https://www.bousai.go.jp/taisaku/keikaku/pdf/kihon_newold.pdf (参照: 2025年10月8日) .
- 13) 古坂道弘, 加速器施設の運営と若手技術者の育成, 加速器の維持に苦労していませんか? 一緒に考えましょう!, 日本原子力学会誌, Vol.67, No.1 (2025) pp. 41-45,
https://www.aesj.net/membership/wp-content/uploads/atomos/202501/41-45_vol67_1-C_報告_PK.pdf (参照: 2025年10月8日) .
- 14) 日本原子力研究開発機構, センター整備の背景,
https://www.jaea.go.jp/04/shien/NEAT_background_j.html (参照: 2025年10月8日) .
- 15) 量子科学技術研究開発機構 放射線医学総合研究所, 基幹高度被ばく医療支援センターとは, <https://www.qst.go.jp/site/nirs/carem-summary.html> (参照: 2025年10月8日) .
- 16) 量子科学技術研究開発機構, 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構防災業務計画, 2025, <https://www.qst.go.jp/uploaded/attachment/45258.pdf> (参照: 2025年10月8日) .
- 17) 京都府, 京都府地域防災計画原子力災害対策編, 2024,
https://www.pref.kyoto.jp/kikikanri/k_ato.html (参照: 2025年10月8日)
- 18) 滋賀県, 滋賀県地域防災計画(原子力災害対策編), 2025,
<https://www.pref.shiga.lg.jp/file/attachment/5319501.pdf> (参照: 2025年10月8日) .
- 19) 文部科学省, 文部科学省防災業務計画, 2025,
https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/gyoumu/1329040.htm (参照: 2025年10月8日) .
- 20) 原子力防災会議幹事会, 原子力災害対策マニュアル, 2024,
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/genshiryoku_bousai/pdf/taisaku_manual_r2.pdf (参照: 2025年10月8日) .

付録 A Markdown 記法の入門

Markdown とは、文章に見出しやリスト、強調などの装飾を簡単に加えるための記法である。メール文をテキストで作成するときに見やすく表示するときの拡張となっている。以下では、データベースを取扱う上での最小限の知識を記載する。このため、装飾（太字、斜字）、表の記載については、ここでは省略する。

なお、Markdown ファイルの拡張子には、「.md」を用いる。

A.1 見出し

「見出し 1」を作成するときには、以下のように「=」をすぐ下の行に 3 つ以上付けることで、見出しを明確にする。「見出し 1」の表記法としては、「#」の後に「」（半角空白）を付けて見出しを付けることもできる。Obsidian では、#を使う見出しの方が標準になっている。

```
見出し 1
====
```

「見出し 2」を作成するときには、以下のように「-」をすぐ下の行に 3 つ以上付けることで、見出しを明確にする。「見出し 2」の表記法としては、「##」の後に「」（半角空白）を付けて見出しを付けることもできる。Obsidian では、##を使う見出しの方が標準になっている。

```
見出し 2
---
```

見出し 3 以降は、見出し数の数だけ#を付け、その後に「」（半角空白）を付けて見出しを付ける。

A.2 リスト

順序付きリストを作るには、「番号.」（1.、2.など）の後に「」（半角空白）を付ける。

また、順序なしリストを付けるには、「-」（あるいは「+」、「*」）の後に「」（半角空白）を付ける。

A.3 リンク

Markdown 記法の便利な点は、html の記法に比べてリンクが簡単な表記でできることである。

A.3.1 同じファイル内の見出しへのリンク

同じファイル内の見出しにリンクするには、以下の形でリンク付き引用ができる：

```
[見出しを引用する表現](#見出しの表題)
```

例：「防災知識の普及」という見出しが「見出し4」にある場合：

これについては、以下の[防災知識の普及](#防災知識の普及)に記載する。

A.3.2 別のファイルへのリンク

例：「防災知識の普及」という内容のファイル名が「bp2.1.3.2.1.md」で、同じフォルダー内にある場合には、以下の形でリンク付き引用ができる：

これについては、[防災知識の普及](bp2.1.3.2.1.md)で述べられている。

A.3.3 外部リンク

外部へリンクするには、以下の形でリンク付き引用ができる：

例：日本原子力研究開発機構のウェブサイトへのリンク：

[日本原子力研究開発機構のウェブサイト](www.jaea.go.jp)

A.3.4 その他

図の引用は、以下のように “!” を前に付けることで図として表示される。

![図の名称（これは表記されない）](図のファイル名)

付録 B Windows PC における Obsidian の導入

Obsidian は、PC (Windows/Mac/Linux) 及び Android/iOS で利用可能なソフトウェアである。一例として、Windows 11 への導入方法を以下にまとめる。

1. 公式サイトにアクセスする。
 - ブラウザを開き、Obsidian の公式サイト (<https://obsidian.md/>) にアクセスする。
2. インストーラーをダウンロードする。
 - 公式サイトトップページにある「Get Obsidian for Windows」を選択後、「Download for Windows」ボタンをクリックする。
 - Windows 用のインストーラー (.exe ファイル) がダウンロードされる。
3. インストーラーを実行する。
 - ダウンロードが完了したら、ダウンロードフォルダーから Obsidian のインストーラー (ObsidianSetup.exe、あるいは Obsidian-1.9.12.exe など) をダブルクリックして実行する。
 - セキュリティの警告が表示された場合は、「実行」や「インストール」を選択する。
4. インストールを完了する。
 - インストールウィザードに従って、インストールを進める。
 - インストール場所を指定する場合があるが、通常はデフォルトのまま問題がない。
5. Obsidian を起動する。
 - インストールが完了すると、デスクトップに Obsidian のショートカットアイコンが作成される。タスクバーに Obsidian をピン留めすることも可能である。
 - ショートカットアイコンをダブルクリックして (あるいは、タスクバーの Obsidian をクリックして) Obsidian を起動する。
6. 初期設定を行う。
 - 初回起動時には、新しい保管庫を作成するか、既存の保管庫を開くかを選択する。
 - 新しい保管庫を作成する場合は、「保管庫を新規作成する」の「作成」を選択し、保管庫名称 (「Obsidian」など) とロケーション (「ドキュメント」の下など) を指定する。

以上により、Obsidian の導入が完了し、ノートの作成や管理を始めることができる。

付録 C 防災基本計画令和 7 年版 Obsidian データベース（電子データ）

付録 C は防災基本計画令和 7 年度 Obsidian データベースである。

以下に、付録 B により Obsidian を導入した後のデータベース利用方法について簡単に記載する。

1. zip ファイルを解凍し、付録 B で作成した保管庫の下に「防災基本計画 R7-Obs」フォルダごと保存する。
2. Obsidian を開き、画面左側領域下部の保管庫名称が付録 B で作成した保管庫名であることを確認する。
3. 画面左側領域上部に「>防災基本計画 R7-Obs」と表示されるため、ここをクリックしてファイル名一覧を表示する。
4. ファイル名一覧より、目次である「bp0.1」を選択し、画面右側領域に表示される目次より各章をクリックすることでリンク先に移動することができる。
画面右側領域の左上の「←」をクリックすると元のファイルに戻る。

なお、元のソースを編集せず閲覧だけする場合には、右上の「:」をクリックし、「リーディングビュー」を選択することを推奨する。

This is a blank page.

